

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 阪口功

論文題目 「地球環境レジームと集会的決定プロセス ワシントン条約レジームと象牙取引規制問題」

本論文は、1973年に形成されたワシントン条約レジームの中で展開した象牙取引の規制問題を取り上げ、それを国際レジーム論の観点から分析したものである。象牙取引規制問題は、ワシントン条約レジームの中で当初から重要な問題であったが、1989年の第7回締約国会議(COP7)で科学的な知識やレジームのルールが無視され、取引全面禁止(付属書Iへの掲載)がなされた。そしてCOP8(92年)では、対立が激しく、ワシントン条約レジーム全体が極めて不安定化した。しかし、COP9(94年)での検討を経て、1997年のCOP10において、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア3カ国の個体群を付属書IIへ格下げする決定が行われた。この過程のなかで、阪口氏は、なぜCOP7で、突然ともいえるように全面禁止の決定がなされたのか、COP8でなぜアフリカ象に関する協力が崩壊の危機に瀕し、さらにワシントン条約レジーム全体が不安定化したのか、そしてCOP10でなぜまた突然のように科学的知識や付属書掲載基準にもとづいた決定がなされたのか、という3つの疑問に答えようとする。

このような問題設定を第1章で行い、これらの疑問に答えるために、第2章では、阪口氏は、レジームの形成、維持などを分析する場合に提示されているいくつかの要因(およびアプローチ)を整理し、疑問に対する答えを仮説の形で提示する。それらの要因とは、利益、力、知識、レジームに組み込まれた規範・ルールである。利益を重視するアプローチは、レジームにおける国家の行動は、その国が認識する(経済的な)利益によって決まるとし、力を重視するアプローチは、レジームにおける集団的決定は、メンバーの力の行使、それも強い力を持つ国の力の行使によって決まると考える。そうすると、前記三つの疑問に表されるようなレジームにおける変化は、加盟国の利益が大幅に変化した、あるいは、力関係に大きな変化が生じた、ということに帰着する。知識は、当該の問題に関する事実、因果関係、予測などいくつかの種類が存在するが、それは、知識を共有する知識共同体をとおして、またそれが官僚組織に組み込まれることによって、各国の利益に影響し、その行動を規定する。したがって、レジームにおける変化は、共有されている知識が大きく変化したか、あるいは知識共同体のメンバーの各国の官僚組織への組み込まれ方が大きく変化したかである、ということで説明される。このような議論(仮説)に対して、筆者は、レジームの規範やルールそのものが各国の利益や行動に大きな影響を与える可能性を指摘し、それを取り扱うアプローチとして、討議アプローチを提示する。討議アプローチは、ある規範やルールが存在し、加盟国に共有されている場合、各国は、それに準拠し、知識、利益を基にしながらも、コンセンサスを形成していく、というものである。そしてそこでは、討議の内容に関して、事実に即したのか、規範、ルールに合致したものであるか、等によって妥当性が判断され、妥当性が無いものは排除されてい

く、というプロセスをとる。このような討議が成り立つためには、規範、ルールが（ある程度）共有されていること（社会化）また他の国がその規範やルールに従うという信頼があることが必要である。また、集団決定のルールも、コンセンサスに近い方式を取っていることが必要である。

第3章においては、ワシントン条約レジームに関して、その生成発展、機構、決定のあり方、基本的なルールが詳述される。以上の準備段階（第1部—第1章から3章）を経て、第2部（第4章から第10章まで）では、COP1(1976)からCOP10までの象牙取引問題を詳細に分析し、疑問を解こうとする。

第4章はCOP1からCOP6までをとりあげ、そこではアフリカ象は付属書I Iに掲載され、基本的に、共有された知識とワシントン条約レジームの規範（conservation 継続的な利用を目的とし、そのために必要な個体数を維持すること）とルール（ベルン基準）に沿って、また、知識共同体の勧告に沿って決定が行われていたことが明らかにされる。第5章において、COP7では、科学的な知識が無視され（南部アフリカ諸国の個体群は安定しておりルールからいえば、付属書Iに掲載される根拠は無かった）アフリカ象がすべて付属書Iに掲載されたことをめぐっての分析が行われる。それはそれまでの規制（輸出割当制など）が効果をあげえずアフリカ象が大幅に減少したということと、欧米のpreservation（動物を殺すこと自体を禁止しようとする）を掲げるNGO（非政府組織）が活発に活動し、アメリカ、ヨーロッパ諸国が全面禁止に動いたこと、アフリカのなかでケニアなど全面禁止に利益を見出す国が増大したこと、が理由であった。アメリカ、そしてとくにフランスは、アフリカ諸国に影響力を行使したが、基本的には、個別の利益に基づいた行動（利益の構造）が、突然COP7において、全面禁止の集団決定が行われた一番の理由であった（疑問に対する回答）。そして、COP7での議論は、（利益に基づいた）バーゲニング、あるいは（最初から固定した立場で会議に臨む）レトリックが支配的なものであった。

第6章においては、COP8で、象牙だけではなくワシントン条約レジーム全体が不安定化したこととその理由が検討される。COP7の全面禁止の決定の際、付帯条項として、条件を満たした国を付属書I Iへ格下げすることが明記されていた。この決定に沿って、南部アフリカ諸国は、COP8で付属書I Iへの格下げを提案した。そしてそれは前回の決定、ルール、また科学的な知識に沿ったものであったが、それに対する反対は極めて強く、提案は撤回されざるを得なかった。南部アフリカ諸国の不満は強く、そのなかには、ワシントン条約レジームからの脱退をほのめかす国も現れた。さらに、アフリカ象だけではなく、他の種においても、ルールや科学的な知識に基づかない議論が横行し、ワシントン条約レジームは大いに不安定化したのである。この時期、科学的知識は無視されていたため、また科学的知識の内容はそれほど変化していないため、知識（の変化）が各国の行動やレジーム全体に大きな影響を及ぼしたとは考えられない。また、利益もCOP7に引き続きアフリカ象、またワシントン条約レジームの不安定化に大きな役割を果たしたが、もし各国（特に南部アフリカ諸国）が利益のみに基づいて行動したならば、脱退とか、モラトリアムをやめて象牙の取引を開始した国も出てきたはずである。ワシントン条約レジームが不安定化したことは、科学的な知識やルールが無視され、将来に対する不安が増大し、それが不安定化を増進した、という討議の失敗によって説明できる（疑問に対する回答）。

第7章は、COP9が分析される。COP8で見られた象牙取引に関する協力の失敗やワシントン条約レジームの不安定化は、各加盟国に共通の目的を達成することが困難になることを認識させ、また、将来自国の利益がかかる種に関して、規範、ルール、科学的知識を無視した決定がなされ自国の不利益になることを恐れさせるようになる。このようななかで、ECのなかの幾つかの国がイニシアティブをとり、生息国を交えて対話のプロセスが展開することになる。そこでは、利害が対立する生息国の間に相互理解を進展させ、生息国の間の調整、合意を促進するような措置が取られるようになる。COP9では、南アフリカの格下げ提案が導入された。しかし、そこでは専門家パネルの勧告を十分に取り入れた議論も見られるようになったが、ルール、知識、などを無視する議論も多く見られたため、将来への含みを残しつつ、南アフリカは提案を撤回する。しかし、COP9においては、シロサイの格下げの提案（付属書I Iへの格下げ）が受け入れられルールに従った行動が再確認され、付属書修正に関する新基準が採択され、ルールの明確化がはかられた。アメリカやECは、アフリカの合意を尊重するという行動原理を明確にするようになる。

第8章では、COP9後、格下げへの合意を達成するためにアフリカ諸国の対話が盛んに行われたことが分析される。96年には、ナミビアのエトシャで会議が行われ、そこには南部アフリカ諸国にとどまらず、過去に格下げに反対した国を含めてワシントン条約において象の保護問題に関心を持つ幅広い国及び専門家たちが招待された。そこでは、格下げに関してさまざまな国からの意見を聴取していく協議プロセス（計画）が作成される。そして、この計画に基づいて、格下げを目指すジンバブエは、フランス語圏諸国を訪問する。96年にはダカールで第1回アフリカ象生息地域国対話会議が開催され、アフリカの格下げに関するコンセンサスが形成され、相互理解と信頼関係が構築される。

第9章ではCOP10が分析される。COP10では、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア3カ国の格下げが提案された。そしてCOP10が開催される直前第2回アフリカ象生息地域国対話会議がジンバブエのダウエンダールで開催され、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビアの3カ国の格下げ提案が検討された。COP10では、舞台裏の会合なども密に行われそれを通して格下げ提案に対する東アフリカ諸国、西アフリカ、中央アフリカ等の支持が次々と取り付けられる。3ヶ国の提案は、付属書I Iへの格下げ基準に即したものであり、取引上の管理を強化したり、予防措置をとったりするなど科学的な根拠のある妥当な議論として提示された。ただ、南アフリカは、付属書I Iへの格下げが効力を発した後、18ヶ月間の取引を禁止し、輸入国と輸出国の取引管理に対する独立した査察を行うなどの内容の修正案を提出した。輸入国の取引管理は重要な要素であり、唯一の輸入国とされる日本の取引管理の強化についても詳述される。Preservation規範に基づく反対論や、最初から格下げ反対という立場を固定した議論も見られたが、議論の妥当性を重視し、それにもとづき意見や態度を柔軟に変更するという討議が広く見られた。このような過程を経て、いくつかの条件のもとに3カ国の格下げが認められた。

第10章においては、COP10に関して、利益、力、知識共同体、という観点からの分析を行い、そのいずれもが3カ国の付属書I Iへの格下げに収斂して行った過程を説明することができないことが明らかにされる。そして、規範、ルールに基づいた妥当な議論の展開が収斂を可能にしたと論

ぜられる(疑問 への回答)。

第3部(第11章)は結論である。COP7で、付属書Iに格上げされたアフリカ象の取引規制問題は、COP8で、ワシントン条約レジーム自体をも揺るがすようなものとなったが、COP9、そしてその後、ルールや科学的知識に基づく議論と、相互理解や信頼を向上させようとするいくつかの方策が採られる。そして、COP10においては、ルール、科学的知識に沿って、議論を行い、合意を得ていく、という討議が広く見られ、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア3カ国の付属書I Iへの格下げが認められる。このような過程のなかで、通常国際レジーム論で国家の行動を規定されるとされる利益、力、知識、規範・ルールは状況と、レジームの発展段階によって、それらが作動するあり方(作動するかしないかを含めて)が異なる。そして、筆者は、それらの要因のいずれかが常に国際レジームにおける国家の行動を規定するのではなく、状況により、またレジームの規範やルールがどのくらい社会化されているかによる、と結論付ける。

エピローグにおいては、COP11(2000年)とCOP12(02年)が取り扱われ、象牙取引に関してはまだ付属書Iへの再格上げの提案が見られるものの、基本的には付属書掲載の基準が守られ、それに基づいた議論が支配的であることが示される。

阪口氏の論文は、2つの点から高く評価されよう。一つは、ワシントン条約レジームのなかの象牙取引規制問題の歴史的展開に関する、一次資料、インタビューなどの綿密に集められた資料に基づく記述と分析である。とくにCOP7からCOP10までの8年間にわたる詳述は、それが基づく資料とあわせて、世界で初めてのものである。そして、このようなきわめて密なる資料(綿密でかつ通常では手に入らない会議資料)の分析は、阪口氏の理論的な志向と密接にかかわるものであった。二つには、理論的な貢献である。阪口氏は、国際レジームにおける国家の行動を規定するとされる利益、力などいくつかの要因を分析しているが、氏の理論的な焦点は、討議アプローチによって、国際レジームの規範(ワシントン条約レジームでは、conservation)やルール(付属書I、I I等への掲載基準)がどのように、またどのくらい国家の行動を規定するかを明らかにしようとすることである。討議アプローチは、会議等の議論の中で、発言者が規範、ルール、科学的な知識を如何に捉えているかを明らかにすることによって、規範やルールの国家の行動に与える影響を明らかにしようとするものである。このことは綿密な資料をもってはじめて可能になる。討議アプローチは、近年いくつかの分野で応用されようとしているが、阪口氏は、実証的にこのアプローチを応用して実際の政治過程を明らかにした初めてのケースといっても過言ではない。もちろん、初めての討議アプローチによる実証研究の故もあって、今後つめていかなければならないいくつかの点も存在する。たとえば、「社会化」という概念を取り入れた点は評価できるが、国際レジームの規範やルールがいかんして、またどのくらい参加国が受け入れているのか、これを如何に実証していくか、将来の大きな課題である。また、発言からそれを規範やルールに従っているのか、あるいは従っていないのかをいかに判定していくか、技術的な問題ではあるが、論証上さらに工夫する必要がある。

阪口氏の論文は、理論、実証双方に優れたものであり、ゆうに国際的水準に達し、国際レジーム論、環境をめぐる国際政治の分析に多大な貢献をするものである。したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。